



た内容の和解勧告がなされていることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

福岡高等裁判所宮崎支部令和5年(ネ)第70号国家賠償請求控訴事件について、裁判上の和解をしようとするものである。